

守山市給食物資入札実施要項

(指名型プロポーザル方式)

1 趣旨

本要項は、本市の学校給食にかかる給食物資の調達に関し、必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 購入物資

守山市学校給食用物資

(2) プロポーザル方式の種別

指名型プロポーザル方式

(3) 購入区分

- ・年間物資（一般物資）
- ・前期・後期物資（一般物資）
- ・学期物資（一般物資）
- ・月物資（一般物資）
- ・月物資（生鮮物資）

(4) 納品場所

守山市が指定する場所

3 支払方法等

守山市学校給食物資入札参加業者の納入に関する仕様書のとおりとする。

4 参加要件

参加資格を有するものは、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

(1) 業種

守山市物品供給等業者登録名簿に、希望品目に「食料品類」③食料品・④調味料類・⑩その他のいずれかで登録されている業者のうち、学校給食物資への参加を希望している者。

(2) 地域要件

県内に本店または委任のある支店・営業所を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 入札をしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) 租税を完納していること。

(6) 公告日現在において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(7) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(8) 守山市入札参加資格停止基準（平成23年守山市告示第158号）に基づく指名停止措置（指

名保留を含む。)を、事業者決定の日までに受けていないこと。

5 年間予定

年間予定表のとおりとする。変更が生じた場合はその都度通知する。

6 指名通知

4 参加要件を満たす者のうち、取扱い食材別に該当業者へ入札書を送付する。

7 提出物

(1) 入札書の提出について

受付期日	入札書に示す期日
提出先	守山市が指定する場所
提出方法	持参による
備考	・入札書には必ず押印すること。 ・金額の訂正（押印したものを含む）は認めない。 ・代表者以外が持参する場合、委任状を提出すること。

(2) その他の提出物

給食物資により、市が求める下記の提出物を添付すること。

- ・見本品
- ・原材料配合表
- ・原材料の産地が明記された書類および製造・加工他の明記された書類
- ・検査日から1年以内の自主（細菌）検査表
- ・製造加工業者の衛生管理の体制についてわかる書類（保健所の監査票や事業者の自主管理記録票等ノロウイルス対策を適切に行っているか確認できる書類

(3) 産地制限

- ・中国産の成分が10%以上含まれる物資は不可とする。10%未満の物資については安全証明を提出すること。

8 物資規格

守山市学校給食物資規格書に示すとおりとする。

9 入札書記載要領

- ・1物資あたり1価格の記載を基本とする。ただし、一般物資の「お祝いデザート」のように提案型の物資については、1物資につき3つまでの記載を認める。
- ・生鮮物資の場合、地産地消推奨のため、市内産、県内産、国内産のうち複数の見積の記入を積極的に求める。
- ・提案する物資の単位が、市が提示する単位と異なる場合、単位の修正を認める。
(例：缶→袋)

10 審査方法

入札書を提出した者について、調理および書類審査を行う。選定は物資選定懇談会のほか、

市内栄養教諭・学校栄養職員で審査を行う。審査は非公開とする。

(1) 物資選定懇談会の構成

- ・給食主任代表
- ・PTA代表
- ・栄養教諭・学校栄養職員
- ・栄養士

(2) 審査項目

ア 一般物資

物資毎に最高得点となった物資を選定する。

審査項目および評価内容	配点
味・食感	3
見栄え・大きさ	3
価格	7
調理しやすさ	3
成分	3
アレルギー	3
計	22

※価格評価方法 【最低金額／入札価格×配点】小数点以下切り捨て

イ 生鮮物資

次の表により、比較額欄が最も安価となるものを選定する。

産地	入札額	掛率 1	掛率 2	比較金額
国内産	a	－	－	a
県内産	b	1.3/1.1	－	$b \times 1.3/1.1$
市内産	c	1.3/1.1	1.3/1.1	$c \times 1.3/1.1 \times 1.3/1.1$

11 選定結果通知および契約

結果については審査終了後速やかに通知し、物資納入契約を締結するものとする。なお、生鮮物資のうち産地を市内産および県内産とした物資については、産地が明記されている栽培履歴書の写しを提出すること。

12 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員またはその関係者に評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

13 問い合わせ先

守山市教育委員会事務局保健給食課

住所 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番22号

電話番号 0 7 7 - 5 8 2 - 1 1 4 3

ファックス 0 7 7 - 5 8 2 - 9 4 4 1

メール hokenkyusyoku@city.moriyama.lg.jp